芝税務署からのお知らせ

【問合せ先】　〒108-8401　港区芝５－８－１　TEL　03（3455）0551（代表）
※　お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

確定申告は

スマホからがおすすめです！

【国税庁ホームページ】

「国税庁 e-Tax キャラクター　イータ君」

税理士による無料申告相談

～　申　告　書　を　作　成　で　き　ま　す　～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期　間	会　場	所　在　地	受付時間等
１月30日（火）～１月31日（水）	白金台いきいきプラザ２階集会室Ｂ	港区白金台４－８－５	【受付時間】 ９：３０～１１：３０ １３：００～１５：３０ 【相談時間】 ９：３０～１２：００ １３：００～１６：００ ※　入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
２月１日（木）～２月２日（金）	芝浦港南区民センター１階区民ホール	港区芝浦４－13－１	
２月６日（火）～２月９日（金）	高輪区民センター２階展示ギャラリー	港区高輪１－16－25	

○　小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

○　令和５年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。

○　オンラインによる事前申込は、令和６年１月10日（水）から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

事前申込サイト

https://coubic.com/shibazei/booking_pages#pageContent

○　電話による事前申込は、令和６年１月10日（水）から可能となります。
【**事前申込専用番号：03-6745-6304**】（受付時間：平日午前９時～午後４時）に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署（芝税務署）」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。
なお、「事前申込専用番号」以外（税務署及び地方団体）での電話申込は受け付けておりません。
また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

○　一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

○　昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

○　ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等をご持参ください。

（裏面もご覧ください。）

申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和６年 ２月 16 日（金） ～　３月 15 日（金） ※　土、日及び祝日を除きます。（注）	芝税務署	港区 芝５－８－１	【受付】 午前８時 30 分から午後４時まで 【相談】 午前９時から午後５時まで

お持ちいただくもの

① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
② マイナンバーカード（※）
　※　マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
　　・　利用者証明用電子証明書（数字４桁）
　　・　署名用電子証明書（英数字６文字以上 16 文字以下）
　※　マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
　　・　運転免許証等の身元確認書類
　　・　通知カード等のマイナンバーが分かる書類
③ お持ちの方はスマートフォン又はタブレット
　（できましたら事前にマイナポータルアプリのインストールをお願いします。）

案内図

入場整理券

○　令和５年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
○　入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
○　３月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、２月中の来場をお勧めします。
○　入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE による事前発行で入手することが可能です。
　　是非、LINE による事前発行をご利用ください。

オンラインで**事前発行**

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。

友だち追加は
こちらから！

（注）ただし、２月 25 日の日曜日は東京国税局１階（中央区築地５－３－１）にて開場します。

郵送での提出先は東京国税局業務センター芝分室です

○　申告書等の提出のみの場合は、芝税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
　　なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター芝分室宛てにご提出ください。

郵送で提出	→	〒108-8412　東京都港区芝５－８－１ **東京国税局業務センター芝分室** へ郵送

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書（インボイス）発行事業者は、令和６年４月１日（月）までに消費税の確定申告を行う必要があります。
　なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・**e-Tax**をご利用ください！！
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド（税額の計算方法）